

様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）
提供する電気通信役務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス(中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。)	
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）	
4	国際電話等	国際電話
		国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	
6	携帯電話	三・九世代移動通信システムを使用するもの
		三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7	PHS	
8	IP電話	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの
		当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	衛星移動通信サービス	
10	FMCサービス	
11	インターネット接続サービス	
12	FTTHアクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの
13	DSLアクセスサービス	
14	FWAアクセスサービス	
15	CATVアクセスサービス	
16	携帯電話・PHSアクセスサービス	
17	三・九世代携帯電話アクセスサービス	
18	フレームリレーサービス	
19	ATM交換サービス	
20	公衆無線LANアクセスサービス	
21	BWAアクセスサービス	
22	IP-VPNサービス	
23	広域イーサネットサービス	
24	衛星アクセスサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
26	上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
27	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	
28	仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの
		PHSに係るもの
		BWAアクセスサービスに係るもの
29	電報	受付及び配達の業務を行う場合
		受付及び配達の業務を行わない場合
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

- 注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び5に該当する場合は、この限りでない。
- 2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記28に該当する場合は、この限りでない。
- 3 FMCサービスとは利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務を、フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、衛星アクセスサービスとは端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供されるものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）をいう。
- 4 3に定めるもののほか、電気通信役務の種類の新定義については、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）第1条第2項に定めるところによること。
- 5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（1、2、6、7、8又は28に限る。）により記入すること。
- 6 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（6、7、16、17又は21に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記28のみに「○」をすること。
- 7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」のみ、「上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。
- 8 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。